

## 「ミス八重山」派遣等に関する要綱

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人八重山ビジターズビューローが（以下、YVBという。）が、ミス八重山の派遣等についての必要な基準を定め、適正な管理運営を図ることを目的とする。

### (職務)

第2条 ミス八重山は八重山諸島を広く紹介、宣伝し観光客を誘致する為に、YVBが必要と認めた観光諸行催事や公式諸行事への参加（派遣）及び国内外における親善交流を図るための使節として随時又は臨時に従事する。

### (人数及び任用期間)

第3条 ミス八重山は2名とし、名称は南十字星、星の砂とする。  
2. 毎年3月の「日本一早い夏！最南端・八重山の花びらき」開催日から、翌年の花びらきまでの期間とする。

### (服務)

第4条 ミス八重山は観光諸行事への参加及び他都市との親善交流を図るための使節として従事する場合、常に八重山の代表として品位を保持し行動しなければならない。  
2. ミス八重山は期間中、ミス八重山としてふさわしくない行為があった場合又は八重山諸島及びYVBの信用を著しくそこなう行為があった時は認定を取り消されることがある。

### (派遣基準)

第5条 ミス八重山の派遣については、一企業の営利を目的とすると認められるもの以外の業務で、原則として次の各号を掲げる要件を具備することを条件とする。  
(1)YVBが主催する行事及び開催支援関連行催事  
(2)国・普通地方公共団体等が主催する公共的な行催事  
(3)その他観光関連団体等が主催するもので、八重山圏域の観光産業振興に寄与すると認められる行催事

### (派遣費等)

第6条 前条の規定によるミス八重山の派遣については有償とし、その金額（以下「派遣費」）は別表1に定めるとおりとする。  
2. 派遣費は行催事主催者がYVBに支払い、振込手数料は行催事主催者が負担す

るものとする。

3. 前項で規定する派遣費以外に宿泊費、交通費等の必要経費が発生する場合はその経費については行催事主催者が負担するものとする。
4. 島外への派遣において、随行者に宿泊費、交通費等の必要経費が発生する場合はその経費については行催事主催者が負担するものとする。
5. ミス八重山事業の負担金を担う(一社)石垣市観光交流協会が申請する場合、派遣費は別途定める。

#### (派遣の承認)

- 第7条 行催事等にミス八重山に従事させる場合は、行催事主催者は事前に所定の様式による「ミス八重山派遣申請書」を提出するものとする。
2. 前項により申請があったときは、YVBは行催事内容を十分に検討し派遣の可否を決定する。
  3. 行催事主催者はミス八重山が安全に業務を遂行できるように努めなければならない。

#### (禁止事項)

- 第8条 ミス八重山の品位を保持するため、ミス八重山及び行催事主催者は次の各号に掲げる行為をしてはならない。
- (1)業務内外（私服時も含む）午後10時以降の拘束
  - (2)業務内外の酒宴接客行為
  - (3)業務前後におけるお酒が提供される懇親会等への参加  
(但し、業務に付随しYVBの了承を事前に得たものかつ上記(1)に抵触しないものについてはこの限りではない)
  - (4)業務におけるミス八重山の制服以外の衣装着用
  - (5)司会、ガイド、広告及びモデル、又はこれに類する行為（私服時も含む）
  - (6)長時間の業務従事。(ただし、やむを得ない事由により長時間業務の従事を必要とする場合は、あらかじめYVBの了承を得るものとする。この場合、適宜休憩時間を設けることとする)

付則 この要綱は、平成28年5月13日から施行する。

【新】

別表1 「ミス八重山派遣費金額」(日額) (単位:円)

地域	A	B
金額	10,000	13,000

※この表で日額とは、時間の長短に関係なく従事した日ともって1日とする

※移動日の場合においても派遣費は発生する

※A・・・八重山圏域内      B・・・八重山圏域外